1 第三章 貿易収支が不利と見なされる相手国からの、ほぼ全品目に対する 特別の輸入制限(一)

関

}

につき二十五ポ

ンド、

仏酢一トンにつき十五ポンド

の新税を上乗せした。

加えて、

税表掲記品

に広く課される一

般

の の

Б.

1%関税

からも仏産品は常に外されず、

三分の一・

第 貿 ぼ 全品 易 収 支が 目 に 不 対 す 利 と見 る 特 別 な さ の 輸 れ 入 る 制 相 限 手 玉 から の、

ほ

第一部 重商主義の原理に照らしても不合理な制限

仏産品 り、 に 産 向 0 〔仏産ワイン・ブランデー は、 け 制 に 重 はポ 保税 に輸入できる一方、フランス産 限 商 主義 なお抑止が不十分として、ブランデーを除く仏産品に追加で二十五%、 に をかけることである。 ル 倉庫に収めて再輸出する場合にのみ認められた。 律二十五% } が ガ 金 ル産などより高 銀を増やす第二の手立ては、 の従価税 塩 英国では、 を課し、 い税率が課された。 酢は、 のカンブリックや 別の法律または同法の特則 他 シレジア産ロ 国 .品の多くは五%を超えな 「逆差」と見なす相 さらに一六九二年のイ <sub>D</sub> 1 1 ン ワインについても、 ンはロ は所定の 手 ンドン港 で重課)。 関税 国 か 61 軽課 を納 ら へ の ン の ポ 輸 にとどめた め 搬 六九六年 仏ワイ ス フラン れ 入 トでは 入 ば に ĸ 特 内 ン ス 限 需 別

五. と独占の精神から生じたのに対し、ここで取り上げる原理は国民的偏見と敵意に根 から英国へ、双方とも密輸が主要な輸入経路になっている。前章で検討した原理が私益 0 た勘定になる。 三分の二の追加関税を合わせて一回分の一般関税とみなすなら、それが通算五回かか 厳課を科し、 |%の税負担を負い、 そのぶん、 公正な往来はほとんど絶え、現在では、英国から仏国へ、あるいは仏国 予想どおり、 結果として、 多くは事実上の禁輸となった。フランスも報復的に英産品 さらに不合理であり、 当時の戦争勃発前には、 重商主義の理屈に照らしてさえ正 仏産の多くの品が最低でも七十 を持 同

質の品をより安く買えるぶん、 それだけで英国に不利だとか、英国 入した仏産品を英国国内で全量消費すると仮定しても、この結論は変わらない。 ではなくフランスから買うほうが有利である。 とはできない。 イツ産より優れて安いなら、 第一に、たとえば英仏間の自由貿易で収支がフランス有利になるのが確実だとしても、 フランスの葡萄酒がポルトガル産より良質で安く、フランスの 年間の輸入総額はその差の限りでむしろ小さくなる。 英国が必要とするワインと亜麻布をポル の通商全体の収支が一段と悪化すると結論づけるこ 対仏輸入額は大きく増えても、 ルトガル 亜 同等の品 やドイ 麻 布 ッ が

化し難い。

第三章 貿易収支が不利と見なされる相手国からの、ほぼ全品目に対する 3 特別の輸入制限 (一)

える取引に一 出 由 ワ 0 る金銀が当該貿易国に戻ってくることがある、 0 わ 貿易 重 大半は金銀で仕入れるにせよ、 時 れることは、 た仏産品・ 1 霊要な取る に ン 。 の 一 が認 は還付を受けられるなら、 仏産 部でさえ、 引 全体 められるか、 部あずかることができたはずである。 の一つは、 仏産 品 の 原 の 相当部 品 価 朩 に に ラン ある 仏産 つ 兀 一敵す ζ, 分は第三 } 品 13 ても当てはまるかも ・は仏産 Þ を他 る額を引き戻し得る。 その イングランドも、 ・ゼー の 国 店品を他 ラン 欧州 再輸 部を他国 卜 諸 経 の 出でき、 玉 欧 由 という点である。 州 し で密か 運ぶ回送であり、 へ再輸出することで、 諸 オラン れ 東イ な そこで利ざやを得て売 玉 に の 61 ダにとってこれ 品と 入っ ンド貿易につ す ない 同 て 実際、 じ わち、 13 関税 英国 る。 全仕 東イ で輸 b 現在のオランダ いてしば で飲まれる仏 İŦ し英仏間 ど有 ンド 入額 ħ ば

を上

П

の

品

ば 輸

入

て 0 ら L 場合、 が 第三に、 なり ばしば引き合 高 特 定 そして最後に、 11 商 価 人 値 1 0 を輸出 に出され 私 益 に唆さ L 7 る 国 61 のは税 れ る 間 た国 の の か 61 関統 民的! を決 わ 19 計と為 め るバラン 偏 買や る確 、敵意に 替 か 相場 な基 スがどちら Ő 左 準 動きだが、 一右され は な に 61 がちであ 傾 実際 61 税関 て 0 61 帳 判 簿 断 の 指 は か、 に お どち どし 多く け

る

利

|と見

再

に

自 産

評

価

額

0

不正確さのため、

税関統計が非常に心もとない

基準であることは、

61

まや

般

Ź

な に認められていると思う。 口 ンドンとパリの為替が平価にあれば、 為替相場の動きも、おそらくそれとほぼ同程度に当てになら

態の手がかりでもある、 債権債務の平常状態の手がかりであり、 権債務の状態は、 伴う危険・手間 より多くすれば、 リ向け手形が割高で取引されるなら、相殺し切れず現金を送る必要があり、 それぞれ負っている債権債務が概ね相殺されているしるしとされる。逆にロンドンでパ ・費用の分だけ割増が要求・支払われているということだ。 その側が純債務超過になる。 両地 の通常の取引関係に規定され、どちらかが相手からの輸入を輸 とされる。 ひいてはそれを規定する両地の輸出入の平常状 ロンドンからパリへ、パリからロンドンへ、 したがって、 為替の平常水準は ふだんの債 その送金に 両地間 出

リガなどへの支払いを、オランダ払いの手形で決済するのが常であれば、英蘭間の債権 にも左右されるからである。たとえば、イングランドの商人がハンブルク、ダンツィヒ、 権債務は、 こから直ちに かし、 彼此の直接の取り引きだけでなく、どちらか一方の第三の土地との取り引き 為替の平常水準が二地点間の債権債務の平常状態を示すものだとしても、 「その側 の債権超過=貿易収支でも有利」とは結論できない。 二者間 の債 そ

第三章 貿易収支が不利と見なされる相手国からの、ほぼ全品目に対する

る貨幣は、

国ごとに磨耗や削り取りなどで基準からの劣化の度合いが異なり、

他国

通

貨

に

流

通

す

(プレミア

定オ

ン

ス

の手

形

を

特別の輸入制限 (一) 響され 受け取れるとき、 な 債務の平常状態は英蘭 割増を得たことになり、 を含む金額を支払い、 為替はしばしば. 実際にその で 易差は英有利」 第 英仏間の為替について言えば、 さらに、 を払ったことになり、 場合が多いのである。 に、 る。 国に 各国 従来の平価の算定法では、 この場合、 有利かどうかを十分には示せない。 の流通貨幣の 大きく食い違 であっても、 為替は平価 フランスで仏造幣局の基準どおり同量の純銀を含む金 の直接取引のみでは決まらず、 たとえイングランド 為替 為替 価 61 イングランドは毎年オランダへ送金を余儀なくされうる は仏不利・ にあるとされる。 値は、 は英不利 イングランドで英造幣局の基準どおり純 後者につい 為替の常態が有利に見える国の債権債務 各造幣局 英有利とされる。 仏有利とされ、 . の て確かな結論 対蘭輸 これより多く支払うなら割増 の基準だけでは 計算上の為替 茁 イングランドの対第三 が 対蘭輸入を大きく上回 逆に少ない支払いで済むなら を、 測れない。 前者の動きから導き出 (名目為替) 実際 銀 地取 額

と実勢

せ

の実情が

が、

引

に

影

貿

五%強下回っていた(ロウンズ氏)。したがって、 61 の為替は英有利であり得た。金貨改鋳以後、為替は一貫して英有利・仏不利で推移して 二~三%近かった。ゆえに、算定上の対仏為替が英不利二~三%にとどまる場合、 かもしれないということである。 ての手形を得られ、 で実際に支払った純銀オンス数がより少なくても、オランダでより多くの純銀オンス建 ていた当時でさえ、実勢の為替は英有利であった可能性がある。つまり、イングランド おりに算定すると英不利二十五%であったが、 との比較で効いてくるのは「本来含むべき純銀量」ではなく「実際に含まれている純 る である。 ウィリアム王時代の銀貨改鋳前、 表向きは割増を払ったと見なされた者が、実際には割増を得 英金貨改鋳前の仏貨は英貨より磨耗が少なく、 当時の英国流通貨の価値は基準値を二十 英蘭間の為替は、 計算上の為替が大きく英不利に見え 両国造幣基準で通常ど 基準に てい 実勢 た

のため、 フランスでは鋳造税八%が差し引かれ、費用を賄うだけでなく小さな歳入ともなる。 ポンド重を造幣局に持ち込めば、同じ標準銀一ポンド重を含む六十二シリングが戻る。 鋳造が無償の英貨は、流通価値が内在する地金価値を大きく上回ることはない 鋳造費の負担方法は国により異なる。イングランドでは公費負担で、 標準

第三章 貿易収支が不利と見なされる相手国からの、ほぼ全品目に対する 7

あ

ても、

より

良質な通貨

(標準に近い

·通貨)

で支払う側に名目が傾くのと

同

じ

理

屈

で

有

利

で

する

れ

の

造

0

差

は

ム

ス

テ

銀

行

貨

玉

求

め L

る 7

の

為

金

Þ む

他 額

特別の輸入制限 (一) 替 5 ル の る。 ことはできな P 0 面 が、 バンク・マネー)」 標準 流通通貨で支払う。 には 商 第三に、 で 名目為 ムで 割 両 英貨で同量 品 あ 仏貨は に 増 玉 つ が オ を要る。 同 間 て は が 替は 程 アムステ そ で平 Ŕ 銀行貨千ギ と呼ば 度 れ 6 1 加 に近 を下 仏貨 価 銀行貨で払う側 工 の L 賃 純 に b たが れ を用 Ľ 銀 0 П あ 13 ル ほ が 銀行貨は、 り、 対 を含む仏貨 としても、 ダ るなら、 つ ル 同 仏手形 ム・ て、 うが英貨より 上 1, ダ 地 債 乗 1 で ハ 権 両 口 せされ、 は は 計算上 ンド 債務 に ンブ の割 玉 市 概 同 有利と表示され得る。  $\widehat{v}$ の 中 ね 流 方 額 ン は 増 ル 通貨 <u>Ŧ</u>. その が ク は 相 が ( V 通 価 面 %前 殺され 貨幣 仏有 IJ 仏側 流 てはその 値 の流通通貨よりつねに高く、 パの千ギ Ź ヴ 分だけ 通 が 後 がそ ボ 高 通貨で、 エ 利でも、 の鋳造費相当で済むのであれ で · ・ 得る一 ネ ζ, ル ある。 ÿ ħ 金 価 ダ アン ぞれ 1 額の それ 値 1 方、 他 アでは為替 実勢は英 が よりも 両 ŀ 対 高 の を得るに 実質為替 方 国 ウー が 計算上の 仏手 造幣標準 くなる。 銀行貨で手 の 有利 流 価 プ・ 形 通 値 は が 手 リヴ 為替 流 通 が を等し より 形 同 に に 貨 高 たとえばア な 同 量 通 の 決済 は仏有が 多く 通貨 形を決済 が 61 伷 程 オ ŋ の 得 そ 度近 純 ば で買 ル ノでは 側 両 に 銀 れ の 者 実勢 ぞ 利に 地 を含 に ( J 61

ある。 対しては(フランスを除けば)名目為替はおおむねロンドン有利であり、実質為替もお となった。他方、 質為替まで不利だったとは限らない。 ヴェネツィアなど銀行貨決済の諸都市に対して概して不利だったが、だからといって実 実際、 金貨改鋳前には、ロンドンの名目為替はアムステルダム、ハンブルク、 リスボン、アントワープ、リヴォルノなど流通通貨で決済する都 改鋳後は、これらの都市に対してもロンド 有利

補論 預金銀行について--とりわけアムステルダム銀行 そらく同様であった。

が不確かな通貨の不確実性のために、 は限らない。 を占める。 は通貨を自国貨だけでは賄えず、 通貨制度を実効的に立て直せる。 っている。このため、流通貨が磨耗や切り下げで基準価値を下回っても、 フランスやイングランドのような大国では、通貨はほぼ自国鋳造の貨幣だけで成り立 したがって、こうした国々では自国貨を改革しても通貨全体を再建できると しかも外国為替手形の決済がこの混在通貨で行われる場合、 これに対し、ジェノヴァやハンブルクのような小国で 住民が恒常的に往来する周辺諸国の貨幣が大きな比重 為替はつねに小国に不利に振れがちで、その通貨 そもそも価 改鋳によって

貿易収支が不利と見なされる相手国からの、ほぼ全品目に対する 第三章 特別の輸入制限 (一)

L

た通貨との想定差を

反映し

T

( J

る。

は 玉 の不 外では本 刺 な為替による不便 来 の 価 値 より低く見積もられやす を 和らげるため、 小 61 玉 は 通 商 の

の下

に

置

か

n

ジ

エ

ノヴ

ア、

は、

玉

家

の

けるように

な

れ より 設立されたと見られ 標準どおりの良質な真正貨で正確に支払う義務が課される。 た銀 ると、 化度合いに応じて変わる。 ア Ĺ これは国 質が高 ステルダム、 行 0 帳簿振 定額以上 ( V ため、 内の良質な標準貨と、 替や支払指図で決済する制 ハンブルク、 の 必ずアージ 外国 . る (のちに別 為替 たとえばハンブル 手形 ニュ 才 ĺ 冒的 (上乗せ) 周 ル 市 辺諸国 ンベ 中通貨ではなく、 に 供されたものもある)。 ル 度をしばしば設けた。 クの から流入した切り下げ ク銀行のア が付く。 各銀行は、 その ĺ 玉 幅は市 ジ 家 当 才 ヴ 利益 の は 初 Ĺ 信 ح 通 中 ح は ネツィア、 用 K に目を向 の 例 と保 通 の € 1 磨耗などで目 + 貨 銀行 ず 銀 ń 行に 護 匹 0

貨

は ے

市

中 目

通

貨

の

的

で

基

か

ら

の

劣

%

前 準

後と言

わ

貨は は 大量に流 通貨の 市 六〇九年より前 場 潤沢さに反して、 入し、 に出るや否や溶かされるか持ち去られ、 市 中 通貨 ア の  $\Delta$ 為替手形の決済に充てる良貨を十分に確保できず、 価 ス テ 値 ルダ は 造幣直 ム に は 後 欧 の良貨に比べ 舸 各 こうい 地 か 5 ・う時に 削 て約 ŋ 取 は 九%も低 り Ŕ いつもそうなる。 磨耗 下し 0 激 てい L 抑止 11 外貨 た。 のた 商 良 人 が

めの規制を重ねても、手形の価値は大いに不安定化した。

決済に備えて銀行に口座を持つことが不可欠となり、バンク・マネーへの恒常的な需 手形のうち六百ギルダー以上は、 管理費に必要な最小限を差し引いた残額について、帳簿に信用(バンク・マネー)とし が生まれた。 の措置により手形価値 通貨より内在価 て記帳した。バンク・マネーは造幣標準どおりの価値を正確に体現するため、常に市中 国貨や軽量・摩耗した国内貨を、 この不便を改めるため、一六○九年、 値が高 61 の不確実性はたちどころに解消された。 あわせて、アムステルダムで振り出しまたは取り引きされる すべてバンク・マネーで決済することが定められ、 国内標準貨に照らした実質価値で受け入れ、 市の保証の下に銀行が設立された。 以後、 商人は外国為替 銀行は、 鋳造費や 外 の

間 値 に預けられた資金は、そのまま銀行内にとどまり、市場でプレミアム付きで売れる債権 の災厄から守られ、 一・危険がない。これらの利点ゆえ、当初からアージオが付いたとみられ、 に加えて、 バンク・マネーは、 いくつか 単なる帳簿振替で支払えるため、数え直しや場所間の運搬に伴う手 の利点を備える。 市中通貨に対する内在的な優位と、 アムステルダム市の保証の下に火災や盗難など 決済需要がもたらす上乗せ価 銀行に最 初

第三章 貿易収支が不利と見なされる相手国からの、ほぼ全品目に対す 11 る特別の輸入制限 (一)

ネ

1

支払 替 とし 確実に担保される。 か 61 る。 表示される価 ず、 の の 創設当初、 決済といったバ ځ 造 いも要する。 その 幣直 扱 同 様 わ 価 後 れ 銀 る 硬貨での払 値 の 新 値 は 行 の が L の全体を裏づけてい 0 ン さらに、 金 通 般通貨と変わらない。 € 1 ク・ 例 庫 シ 61 か IJ に 戻 5 シ な マ ネー 引き出してしまうと、 私 グ つ し義務を伴う預 が、 た 人の手元に の利点を失い、 擦 現 ・たが、 労減っ 金 で引き出 移った良貨も、 銀行の金庫内に 現在1 託は たシリングより購買力が大きい i せば、 その比率はごく小さい。 銀 加えて(のちに示すとおり) 保全性 行 の 原資、 このプレミアムを失うから あるあ 市 ・安全で容易な振 中 -通貨に すなわちバ ( J だだけ、 混ざ 地 れ ン そ ク 替 金 ば わ 保管料 取 の 識 け 優位 外 別 で 7

玉

為

は つ

0

が

で

あ

は

な

金 てきたが、 滑にするため、 一を引き出せる旨を記した預託証 再振替、 が六 その カ月 保管料とし 以内 銀行 評 価 は造幣の であ は長年にわ て銀 れ ば 価 格 なら〇 たり、 預入時 より (レシート) · 三五 お 金銀地 に お 帳簿 む % ね 金 五.  $\sim$ 記 を発行する。 金なら〇 % の預け入れに対して帳簿上 記載され 低 61 たバ 同 ・五%を支払うことによ 時 他方、 ン に、 ク 預託者 期限、 7 ネ までに 1 (または · と同 一の信 所定 額 用を与え 引を円 を そ 銀 の の 丰 地 持

行

続きを履行しないときは、

当該預託は受入時の価格

(すなわち帳簿に記載し

た額)

で銀

品位の鑑定が銀より難しいこと、 行の所有となる。 やすいこと、 さらに銀が基準金属であるため、 保管料は倉庫料に当たり、 より高価な金属であるがゆえに不正の被害が大きくな 金の料率が銀より高い理由としては、 国家として銀の預託をより奨励 した 金の

という意図があること、などが挙げられている。

てやや起こりやすいと言われる。 三ギルダー十六スタイファー る事例は稀である。 して売却できるため、 むね同様の関係が成り立つ。 ク二十二ギルダー、造幣価格は約二十三ギルダー、市場価格は二十三ギルダー六~二十 イファーの差が生じるのが普通とされる。 を上回り、 の が 更新料 通例である。オランダでは |金の預託は、相場がやや安いときに行われ、 銀 (銀○・二五%・金○・五%)の支払いを怠って受入価格で銀行帰属にさせ (品位十二分の十一、八オンス=一マルク) 一マルク当たり六~十六スタ とはいえ皆無ではなく、より高い保管料がかかる金では、 ほとんど常に一定の価値を持ち、 預託証 (造幣価格比二~三%高)で推移する。金地金でも、 (英の金貨改鋳前と同じ理由で) (レシート)は、ふつう市価と造幣価格 銀行の付与額 値が上がってきた局面で引き出される 六か月の期限切れまで放置 (バンク・プライス) 市価が概して造幣価 !の鞘を! 銀に比べ は一マル おお した 反

13 第三章 貿易収支が不利と見なされる相手国からの、ほぼ全品目に対す る特別の輸入制限 (一) す る。 シ 15 す 1 権能に対する支払いである。 地

ある。 を受け取りたいバ を前者で決済し、 /る二 シー 人の手元に長 金を預り 振替しな ンク・ 種 } の 保有者は、 債権 クレ 分けてバ 61 ジ 者である。 かぎり、 く併存することは稀で、 後者はこ ット ンク・ ンク・ 通常 (バンク・ 地金相 当該地金を引き出せない。 クレ マ の相場で買えるバンク・マネー ネー保有者も、 レ ジ シ ット 1 場 マネー) の見通しに応じて売るか保有するかを選ぶ。 ト保有者は、 とレシ そもそもその必要もな の保有者とレ 必要なレシートを不足なく調達できるか 1 トを受け取 受入価格と同 自分のバ シ っ を容易に見つけ 1 た者は、 ンク・ 額 ŀ の 61 の 、保有者・ バ 7 期 ン 地 、ネーが ク 金を引き出  $\mathbf{H}$ られ、 とは、 到 来 マ ネ の 為 逆に 両

者 替

が

同

手

形

地

金

た

が買うレ 金を引き出す権 保有者から買い 1 シ を銀行に呈示しなけ シー 1 1 保 能に対 有者が支払う 入れるほかな の 代価 する、 は 市 ń 実在 ば地 場 Ŧī. 61 価 % 格 他方、 の 0 金を引き出せず、 『が造幣』 価 ア 1 値 バンク・マ ジ 0 価 対 才 脳格をお 価 は、 で 造幣 あ おむ 手持 る。 ネーの保有者は、 価 ね二~三%上回 同 格 ちがなけ 様 が バ に ン バ ń ク 価 ば保 ン 必要量 格 ク [る地 を五 有者 マ なけ ネ 金を引き出 % か に見合うレ 上 5 銀 保 購 を П れ 行 る 銀 ば 有 入す に 者 地 で 行 対

要するに、

レ

シ

1

}

0

価

格とバンク・

7

・ネー

の

価

格

の合

算が、地金の完全な価値(価格)を成す。

こうしてコインや地金 出したデュカトンの満額価値) 金のドゥカート ね ると、このレシートにも一・七五%ほどの値が付く余地がある。だが実勢アージオは概 レシート保有者に純損となるからである。もっとも、銀行のアージオが三%程度に下が いうのも、三ギルダーのバンク・マネー自体が市場で三ギルダー三スタイファー つ ダー三スタイファーで通用するデュカトンを預けても、 このレシートは市場で無価値となることが少なくない。 <u>Ŧ</u>. て元の枚数を払い出せるレシートも出るが、市場で値が付かないのが通例である。 国内: (流通価値比五%引き) にとどまる。 %のため、 流通貨の預託に対しても、 ·預 レシートは期限切れで銀行帰属 かりの の預託が銀行帰属となったときに銀行が得る五%は、 レシ ートは保管料○ で売れ、 銀行はバンク・クレジットとレシートを発行するが、 併せて、六か月以内なら保管料○・二五%を払 しかも払い出しには○・二五%の費用 五%が重く、 ٠١ わゆる「銀行落ち」)になりがちだ。 銀行の信用付与は一枚三ギルダ たとえば、 失効はさらに起こりやすい。 流通上は一枚三ギル その預託 が か 払 かり、 ح

失効したレシートに対応するバンク・マネーの総額は、 全体としてはかなりの規模に

恒久に保管する倉敷料と見なせる。

る特別の輸入制限 (一)

き出せる貨幣や地金を売却した場合の価格と、

れ 有

ば

レ

シ

1

} れ

は

市

場

価

格

で容易に入手でき、

その

価

格は、

レ

シ

Ì

ŀ

ic

ょ

いって銀

行

か

5

引

お

お

む

ね釣り合う。

者は、

そ

を購

入

な

61

かぎり

銀

行

に

払

61

出

L

を請求

できな

61

B

つ

平

時

で

あ

保

の

情 残高と混在しており、 され 達 対 L えず行う預け入れと引き出し の 金 そ 象 ても、 に の か **豕につい** してい ic 行に対する払 ンク・マ 関するレ 金 5 対応する少量の 額 「この部分は請求不能」 とい 当 るはずだ。 が て 初 61 ネ ż の シート か į 重 まま据え置 の ほどであっても、 K c V Ŕ 負債を負うことは -の失効 出 創 すなわち たとえレシート バ ア し請求 設 ンク・ ムステ 当 か 初 (いわゆる は 銀 れ にもとづ の ルダム マ 預 てきたと一 行帳簿上 と い ネー 引 入分が、 換証 ン ・う特 銀行は の付 な は、 61 ク 「銀行落ち」)はきわめて稀 一の信 て新たに 11  $\widehat{\nu}$ 定の 有効レ か 般に考えられ そ か 7 ない 長く 5 シ ネ の後も更新 用 区 1 。 の İ 分 シー 全体に バ 生み出されてきたと推 大半は、 欧 レ が 州 ンク・ シ あ ŀ を通じてし の 1 る ic 地 Ė に 占める比率はごく小さ 1 マ わ 裏づ を持 近年に至るまで、 金の大倉庫として機能 b € 1 ネー け 払 るからであ で けられたはるか た 61 は な が か行 出 相応 だからである。 な 13 しにも え バ 61 定され な る。 ン 0 揁 銀 額 ク 6 地 とは 存 失が伴う事 行 在 失効 金 61 が に大きな 7 ける と 商 ネ 日 € √ 実際 み レ が

シ

絶

地

な

準 託価値の二~三%を支払うとされる。 対して与えられたバンク・マネーの半分を求めることすらあり得る。 の程度にとどまるからである。 金または地金で支払い、 ような緊急時には、 みを把握し、宝蔵の持ち出しを妨げる目的でレシートを買い占める懸念すらある。 ・に跳ね上がり得る。 シートを入手できないバンク・マネー保有者に対しては、 非常時には様相が一変する。一六七二年の仏軍侵攻のような国難では、バンク・マネ 保有者が 一斉に引き出しに走り、 銀行は「レシート提示者にのみ支払う」という通常の原則を破 レシート保有者は強気になり、 他方、 バ ンク・マネーを持たないレシート保有者には、 非常時に妥当とみなされるレシートの価! レシートの需要が暴騰して、 平時の二~三%どころか、 帳簿記載どおりの全額を現 その価格が法 敵方が銀行 値 当該預 預託 の仕 は、 この そ 組

場 格との差に等しい。他方、バンク・マネー保有者の利害はアージオを引き上げる方向 か、 が えは概して、 れ 平 ば 逆にバンク・マネー保有者にレシートをより高く売れるからである。 時でも、 彼らはバ バンク・マネーの市場価格と、そのレシートで引き出せる貨幣・地金 レシート保有者の利害はアージオを引き下げる方向に働く。 ンク・マネー (すなわち、 それで引き出せる地金)をより安く買える レ アージオ シートの相 が下 の価 K

17 る特別の輸入制限 (一)

働 内 た結果である。 が **H**. L 在 ることもあれ % た思惑 は を上回 常時 価 自分 値 の に T 比率 よる相関 らず、 1 の バ ジ ば、 にほぼ沿って保たれるようになった。 ンク・ 才 几 場 五. 平 % 攪 % 価 を下回らずに収まり、 マネー で 乱を抑えるため、 まで沈むこともあっ 売り、 を高く売れ 匹 % で買 るか、 銀 61 行は 戻す」 たが、 銀行貨と市中通貨の 近 シー 年、 と定め これ 導入前は、 ١ 市中 は対立する思惑が市場 を安く買えるからである。 た。 通貨に対 れ アー 相場は、 により、 ジ Ĺ オ バ が つ 九 T ね ン に 1 ク に ジ

こう

7

ネ

す 13 に 0 なわち 金銀 応じねばならず、 ることは疑 T ムステ を庫内に保有する」 普 に ル 失効したレ ダ 61 な  $\Delta$ 61 銀 実際にも出入りを繰り返している以上、全額 行 他 は シー 方、 と標榜する。 預 すでに失効し、  $\vdash$ か り金 に対応する分にまで、 は 有効なレシート 切 貸し出さず、 平時に は請求されることのな 常時、 帳 に対応する分が、 簿 完全な裏づ 上 ギ が現物で裏づけら ル ダーごとに、 け į, が 61 施 資 つでも請 %まで さ 本 れ 両 の 部 同 者 て れ 才 分、 騰 は 11 て 求 額 の

最 ク 最も固 マ ネー 61 市が ギ これを保証し、 ルダーに つき、 金庫 銀行は毎年交替する四人の に必ず対 応する金銀 執政のもとに置かれ、 ギ ル ダ 1 があ 3 との 各 確 任 信 期 が

る

か

は

理

屈

のうえでは必ずしも自明

では

ない。

と

は

13

え当:

地

では、

流

通

す

る

ン

が 背信で訴えたことは一度もない。そんな訴えは、失脚した側の名誉と生計を最も深く傷 党派抗争がいかに激しく移り変わる折にも、勝った側が前任者を、 制だけでも、 金庫に眠っていたのである。 の市庁舎火災で煤けた貨幣までもが払出された。これらの貨幣は、 つけるはずで、 の ユトレヒトにあった折にも、 初 はめに新任の執政が金庫を検分して帳簿と照合のうえ宣誓し、 表向きにできない所業への抑止として十分だろう。 この沈着で敬虔な国では、 もし立証できたなら必ずや持ち出されたに違いない。一六七二年、仏王 アムステルダム銀行は滞りなく支払い、 いまだ誓いが軽んじられていな 同じ厳粛さで次の執政 アムステルダ 銀行の運営における そのとき以来ずっと 創設後まもなく 61 か ム政界 か ?る輪! の

る。 な規模からは大きく隔たっている。 総額約三百万ポンド、 (かなり手厚い見積もり)と仮に置けば、 推量するほかない。 銀行の宝蔵の総額がいかほどかは、 巨額ではあり、 きわめて広範な決済を回すには十分だが、一部の人びとが描く法外 口座保有者はおよそ二千人とされ、各人の平均残高を千五百 換算して一ポンド十一ギルダーとして約三千三百万ギルダーとな 昔から好事家の憶測の的だが、 バンク・マネー、 すなわち金庫の 確たる根拠はなく 保有 対貨は ポ シド

19 第三章 貿易収支が不利と見なされる相手国からの、ほぼ全品目に対する特別の輸入制限(一)

二十万ギルダー

の純収入に達すると見積もられてい

る。

残高超過の振替指 役員俸給や運営費を大きく上回 行貨をアー 六スタイファー 件ごとに二スタイファー、 え、 1 P 初 ムステ 失効により銀 め 7 ジ  $\Box$ ル 座 ダ 才 を開 ム市 <del>T</del>i. を徴収する。 3%で売 図に く際 行に帰属 は、 は超過で ح は十 り、 さらに・ の 年二回 額 匹 ギ 銀 した外貨・地 り、 %で買 の三%を課し、 ル 行からか 小 ダ 1 0  $\Box$ シ い戻す取引差益も 残高照合を怠れば二十五ギル の なり 乱発を抑えるため三百ギルダー 1 追 金を有利 加 卜 Ó 付き保管の  $\Box$ その指図自体も無効とする。 座 収 は三ギルダ十三スタイファー、 入を得ている。 な時 保管料だけでも、 収 期 まで保有して売る差益 入源となる。 倉敷料 ダー これ 未満 の (保管料) 科 年に十五 の振 5 加えて、 料 を取 の 収 替 振 万 益 b, に に 替

銀

は

は

加